

○議案第40号 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、投票立会人に加えて、投票管理者についても交替制とすることが可能となったことから、投票所及び期日前投票所の投票管理者が交替する場合における報酬に関する規定を定めようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、投票管理者が交替する場合にあっては事務の引き継ぎに遺漏なきよう万全を期すとともに、引き続き、地域の協力も得ながら適正な選挙事務の執行に当たられたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。